

尼崎市契約事務における公正な職務執行を確保するための手続等に
関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市の売買、貸借、請負その他の契約に係る入札その他の契約事務（以下「契約事務」という。）における公正な職務執行を確保するための手続等について必要な事項を定めるものとする。

(不当な働きかけ等の報告)

第 2 条 本市の職員は、契約事務の執行に当たり、関係法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務の執行の公正さを損なうおそれがある行為を行うことを求める働きかけ、要求等（以下「不当な働きかけ等」という。）を受けたと思料するときは、直ちに、その属する組織（これに準ずるものを含む。以下同じ。）の課長（不当な働きかけ等を受けた職員が課長、局長等の場合にあつては、その直近上司。以下同じ。）に報告するものとする（第 1 号様式）。

2 前項の課長は、同項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その報告に係る不当な働きかけ等の対象となった契約事務の適法かつ公正な執行を確保するために必要な措置を講ずるとともに、当該不当な働きかけ等及び当該措置の内容を資産統括局資産経営部契約・検査課長（以下「契約・検査課長」という。）に通知するものとする。

3 契約・検査課長は、前項の規定による通知があつたときは、速やかに、その内容を尼崎市入札参加者審査会（以下「審査会」という。）に通知するものとする（第 2 号様式）。

4 市長は、契約事務の執行に当たり、自らが不当な働きかけ等を受けたときは、速やかに、その不当な働きかけ等の対象となった契約事務の適法かつ公正な執行を確保するために必要な措置を講ずるとともに当該不当な働きかけ等及び当該措置の内容を審査会に通知するものとする（第 1 号様式・第 3 号様式）。

(不当な要望等の報告)

第 3 条 本市の職員は、契約事務に関してその適法かつ公正な執行を妨げるおそれがある要望、質問、苦情等（次の各号のいずれかに該当するものを除く。以下「不当な要望等」という。）を受けたと思料するときは、直ちに、その属する組織の課長に報告するものとする（第 1 号様式）。

(1) 尼崎市競争入札の手続等に係る苦情の処理に関する要綱第 1 条に規定する苦情

(2) 入札制度その他の契約制度一般に対する軽易な要望等

(3) 契約事務一般に対する軽易な要望等（個別の契約事務に対する要望等を除く。）

2 前項の課長は、同項の規定による報告に係る不当な要望等が、契約事務の適法かつ公正な執行の妨げになると思料するときは、速やかに、当該不当な要望等の内容を契約・検査課長に通知するものとする。

3 前条第 3 項の規定は、前項の規定による通知があったときに準用する（第 2 号様式）。

4 市長は、契約事務に関して自らが不当な要望等を受けた場合において、契約事務の適法かつ公正な執行の妨げになると思料するときは、速やかに、当該不当な要望等の内容を審査会に通知するものとする（第 1 号様式・第 3 号様式）。

（市長の措置）

第 4 条 第 2 条第 3 項（前条第 3 項において準用する場合を含む。）若しくは第 4 項又は前条第 4 項の規定による通知があった場合において、職員に対する不当な働きかけ等又は不当な要望等（以下「不当行為」という。）があったと審査会が認めたときは、市長は、当該不当行為の行為者（以下「不当行為者」という。）に対し、今後不当行為を行わないように警告するとともに、その他の必要な措置を講ずることができる。

2 前項の場合において、不当行為者が尼崎市契約規則（昭和 41 年尼崎市規則第 9 号）第 4 条に規定する競争入札参加者名簿に登載された者であるときは、前項の規定による警告その他の必要な措置に加え、尼崎市入札参加停止等の措置に関する要綱別表第 2・8（5）に該当することを理由とする入札参加停止その他の必要な措置を講ずることができる。

（施行の細目）

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

付 則

この要綱は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 7 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 25 日から施行する。

第 1 号様式（報告）

| | | | | |
|----|-----|------------|------------|-------------|
| 市長 | 副市長 | 資産統 括局長 | 資産経 営部長 | 契約・ 検査課長 |
| | | | | |

決裁終了後、尼崎市入札参加者審査会に通知します。

| 所 属 | | |
|-----|----|----|
| 局長 | 部長 | 課長 |
| | | |

職員から下記の報告がありましたので、市長に報告します。

平成 年 月 日

所 属 長 様

（ 報 告 者 ）

所属： 職名：

氏名： 印

尼崎市契約事務における公正な職務執行を確保するための手続等に関する要綱第 2 条第 3 項若しくは第 4 項又は第 3 条第 3 項若しくは第 4 項の規定に基づき、下記の内容について報告します。

不当な働きかけ等の報告（第 2 条関係）

契約事務の執行に当たり、関係法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務の執行の公平さを損なうおそれがある行為を求める働きかけ、要求等を受けたと思料するとき。

不当な要望等の報告（第 3 条関係）

契約事務に関してその適法かつ公正な執行を妨げるおそれがある要望、質問、苦情等（次の各号に掲げるものを除く。以下「不当な要望等」という。）を受けたと思料するとき。

- (1) 尼崎市競争入札の手続等に係る苦情の処理に関する要綱第 1 条に規定する苦情
- (2) 入札制度その他の契約制度に対する軽易な要望等
- (3) 契約事務一般に対する軽易な要望等（個別の契約事務に対する要望等を除く。）

| | | |
|------|--------------|-----------------|
| いつ | 平成 年 月 日 () | 午前・午後 時頃 (約 分間) |
| どこで | | |
| だれから | | |
| 内 容 | | |
| 対 応 | | |
| 備 考 | | |

(注) 参考資料等がある場合は添付してください。

平成 23 年 8 月 1 日制定
平成 25 年 10 月 25 日最終改正

第 2 号様式

尼 契 第 号
平成 年 月 日

尼崎市入札参加者審査会長 様

資産統括局資産経営部契約・検査課長

尼崎市契約事務における公正な職務執行を確保するための手続等に関する要綱第 2 条第 3 項又は第 3 条第 3 項の規定に基づき、通知します。

平成 23 年 8 月 1 日制定
平成 25 年 10 月 25 日最終改正

第 3 号様式

尼 契 第 号
平成 年 月 日

尼崎市入札参加者審査会長 様

尼 崎 市 長 ○ ○ ○ ○

尼崎市契約事務における公正な職務執行を確保するための手続等に関する要綱第 2 条第 4 項又は第 3 条第 4 項の規定に基づき、通知します。